

事業保険用 平準定期保険〔無配当〕



ニーズに合わせた
保険期間で備え
られます。

経営者のもしもに
必要なあんしんを。

永続経営を目指す 経営者の望み



優秀な人材の
確保・定着

対外的な
信用力向上

地域貢献

資金繰りに
強い会社

十分な
退職金

取引先
拡大

後継者の
育成

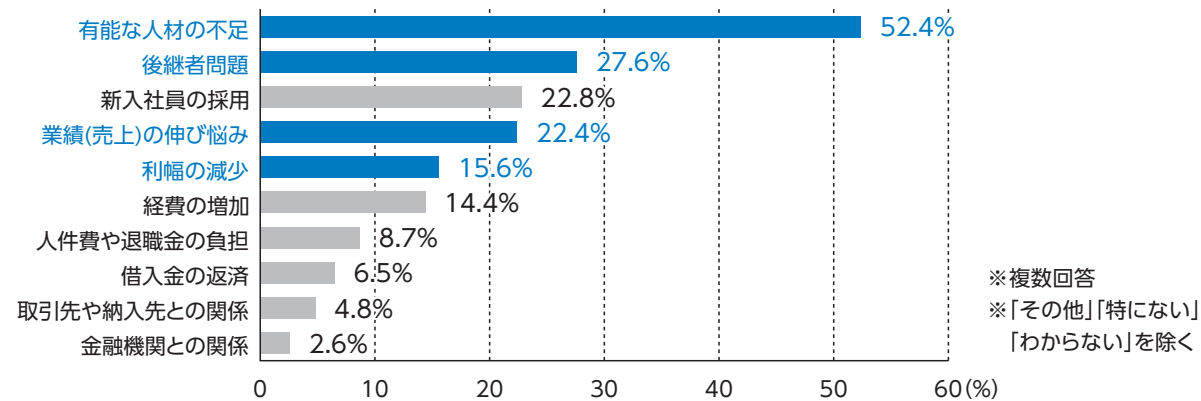
事業拡大

売上の
増加

想いがあるからこそ、経営における悩みはさまざまです

「業績(売上)の伸び悩み」や「利幅の減少」等の喫緊の悩みから、
「有能な人材の不足」、「後継者問題」等長期の視点で検討が必要な悩みまで、
経営者はさまざまな悩みを抱えています。

経営に関する悩み (出典1)



(出典1) エフピー教育出版「令和4年 企業経営と生命保険に関する調査」

(出典2) エフピー教育出版「平成14年 中小企業経営者アンケート」「令和4年 企業経営と生命保険に関する調査」

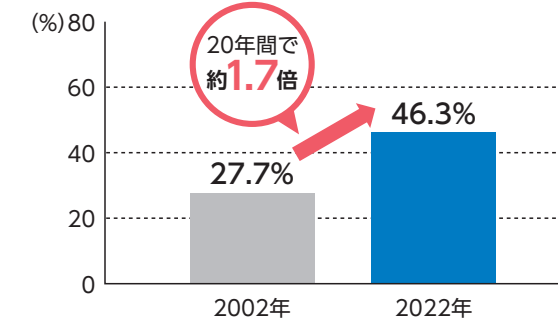
(出典3) 帝国データバンク「2017年 全国社長分析」「2022年 全国「社長年齢」分析調査」

(出典4) 厚生労働省「令和4年 簡易生命表」をもとにジブラルタ生命で作成

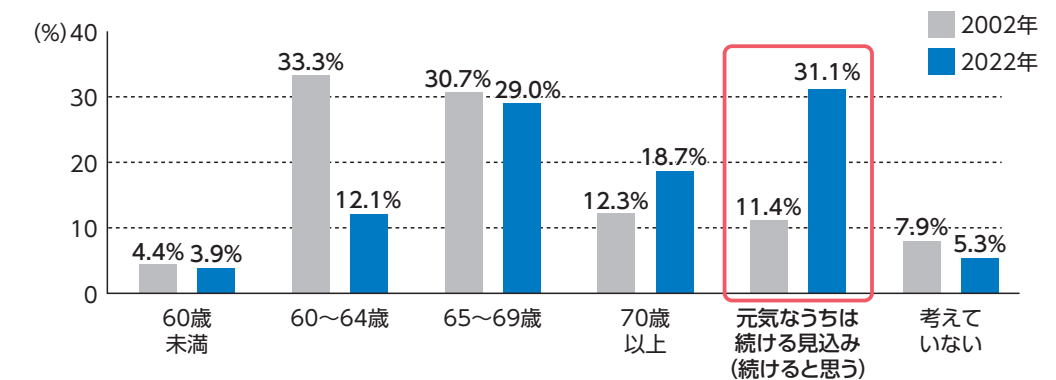
特に、後継者問題を抱える企業が増えているようです

後継者不在の企業は20年間で約1.7倍に増えています。
明確に勇退年齢を決めずに元気なうちは続けたいと考える経営者も増えています。

後継者不在企業の割合 (出典2)



経営者の勇退年齢 (出典2)

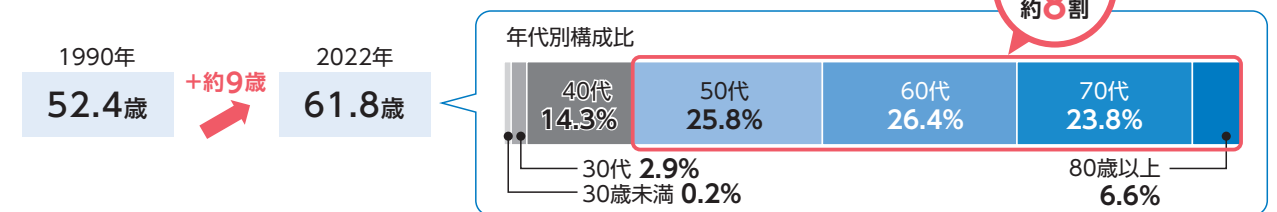


※端数処理の関係で、合計が100.0%とならない場合があります。

在任中に万が一の場合が訪れるかもしれません

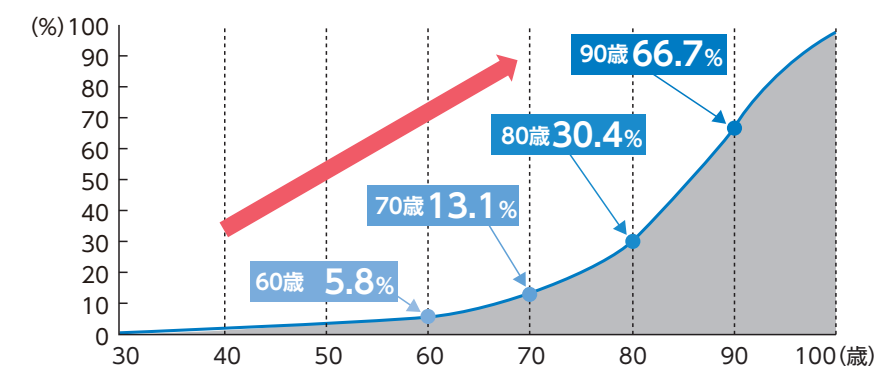
経営者の平均年齢である60歳以降、死亡率は増加しています。
在任中の不測の事態に備える必要はないでしょうか。

経営者の平均年齢(*) (出典3)



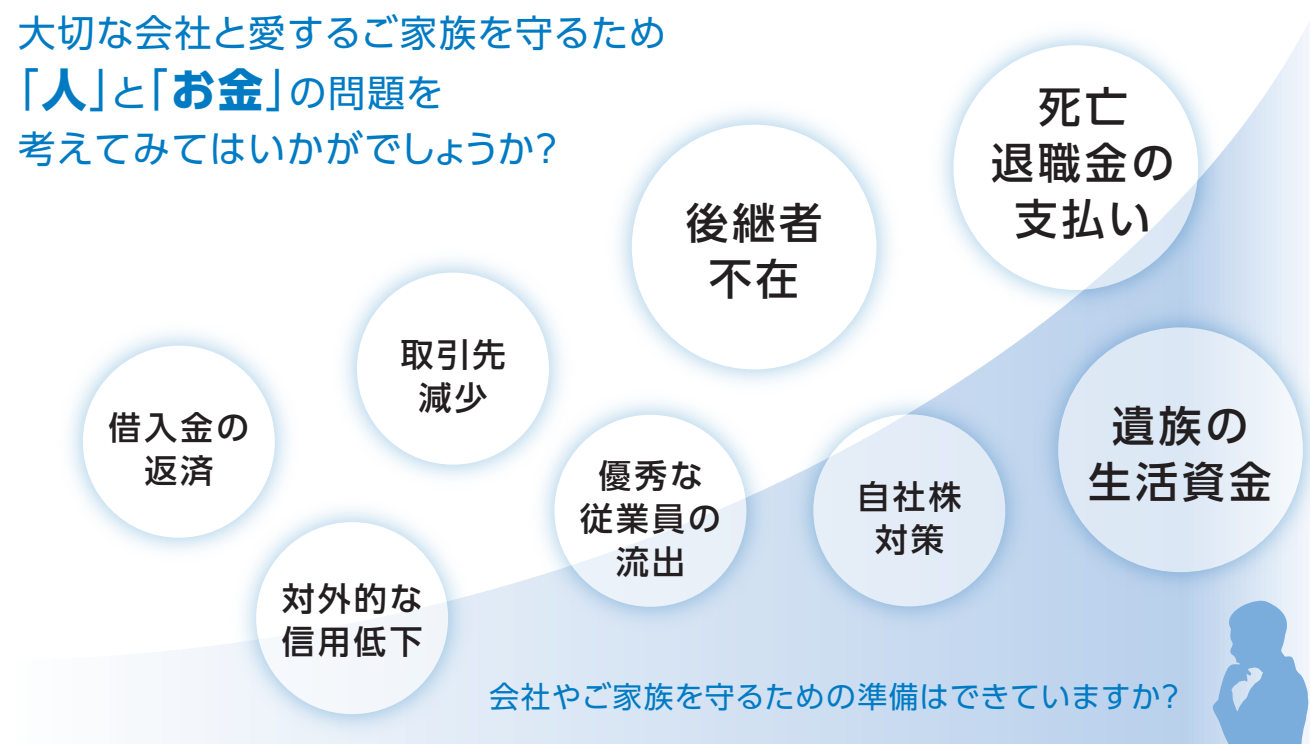
(*) 売上規模：1億円未満

死亡率 (出典4)



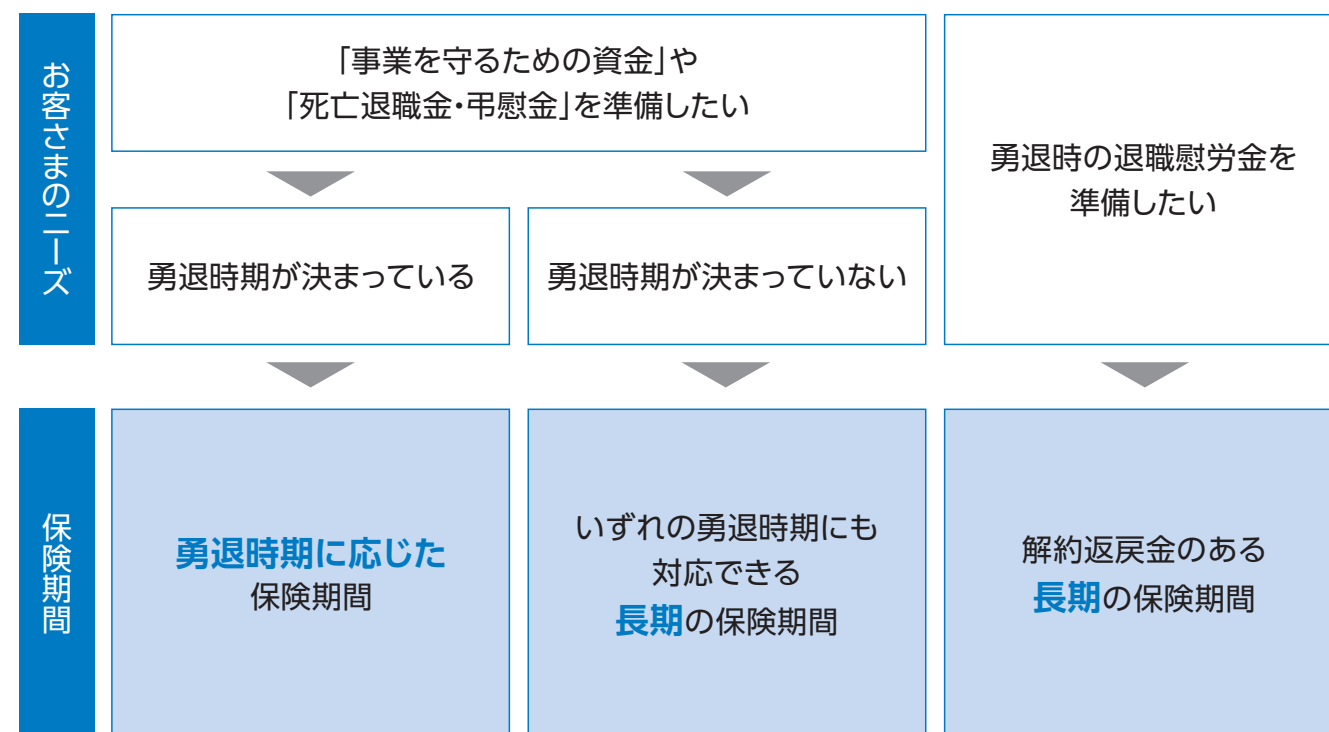
経営者の万が一の場合に発生するさまざまな問題

大切な会社と愛するご家族を守るため
「人」と「お金」の問題を
考えてみてはいかがでしょうか？



保険期間の選び方

お選びいただく保険期間は、お客さまのニーズに応じて変わります。



✓ お客さまのさまざまなニーズに対応できるよう、短期から長期まで多様な保険期間をご用意しています。

▶ 詳しくは8ページをご覧ください。

ニーズに合わせた保険期間で企業経営を効率的にサポートします。

特徴1

必要な保障を必要な期間で設定することができます。

最短5年最長100歳まで、ニーズに合わせた保障プランで、万が一のリスクに備えることができます。
さらに経営環境の変化に応じて柔軟な見直しも可能です。

▶ 詳しくは7・8ページをご覧ください。

特徴2

事業保障資金や死亡退職金・弔慰金の財源を準備できます。

保険期間中に経営者が死亡またはジブラルタ生命所定の高度障害状態になられたときに保険金をお受取りいただけます。
会社や遺されたご家族を守るための資金として、保険金をご活用いただくことができます。

特徴3

ご勇退時の退職金の財源として活用できます。

ご勇退の場合は、経過年数に応じた解約返戻金を退職慰労金の財源としてご活用いただくことができます。

※ご契約当初の解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかですが、保険期間の経過とともに増加していき、その後、保険期間の満了が近づくにつれ次第に減少し、満了時にはなくなります。

▶ 6ページの「ご契約例②」をご覧ください。



必ずご確認ください

当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」等のお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項等を記載したものです。

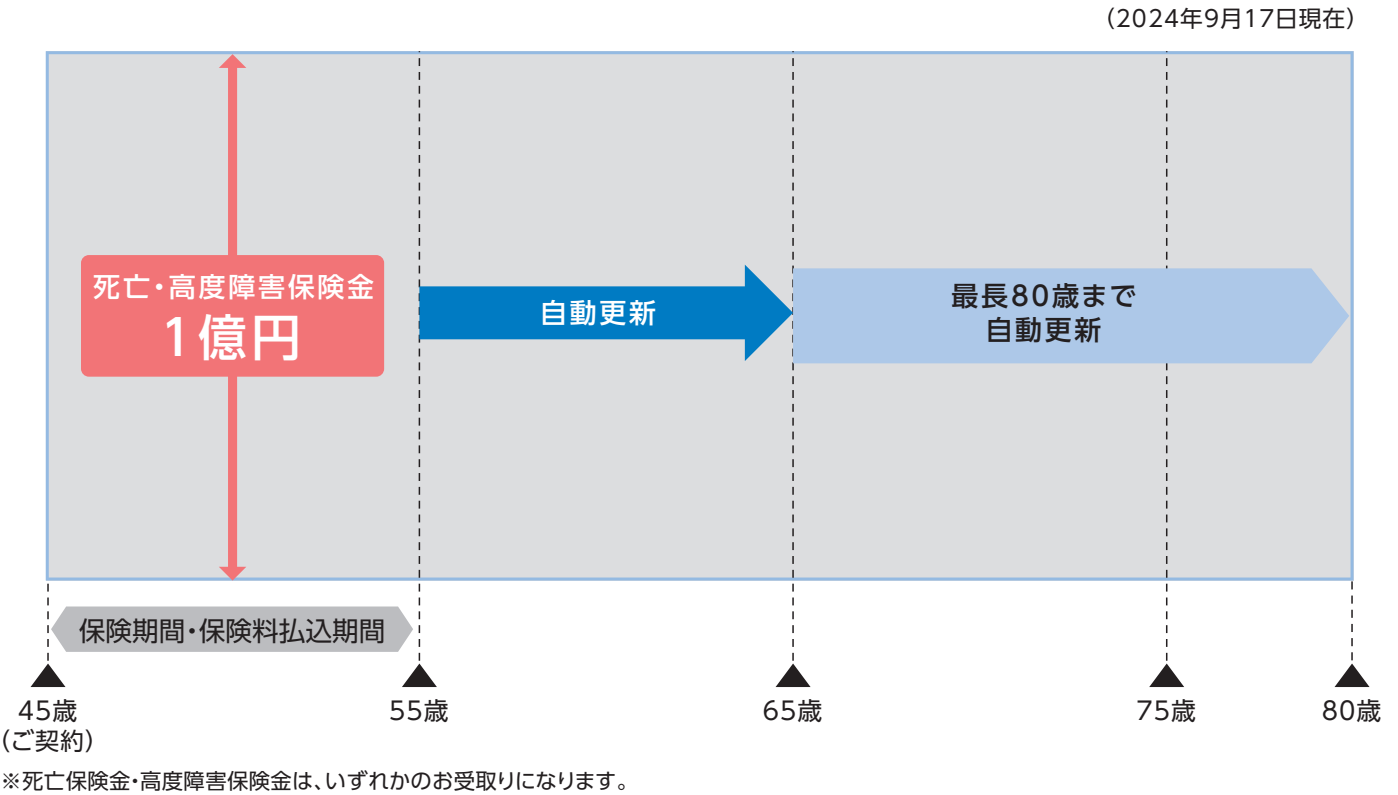
商品のしくみ

保険期間中に死亡されたとき、
ジブラルタ生命所定の高度障害状態になられたときに、
死亡保険金または高度障害保険金をお受取りいただけます

保険金を事業保障資金や死亡退職金・弔慰金の財源等にご活用いただくことができます。

ご契約例① 保険期間を10年満期とした場合

- 契約者・保険金受取人：法人 ● 契約年齢(被保険者)：45歳(男性) ● 保険金額：1億円
- 保険期間・保険料払込期間：10年 ● 保険料(年払・口座振替扱)：423,800円



自動更新について

年満期のご契約については、保険期間満了の2週間前までに継続しない旨のお申し出がない限り、そのときの健康状態にかかわらず、ジブラルタ生命の定める範囲内で、保険契約は自動的に更新され続けます。ただし、保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超える場合には、80歳までの保険期間での更新となります。

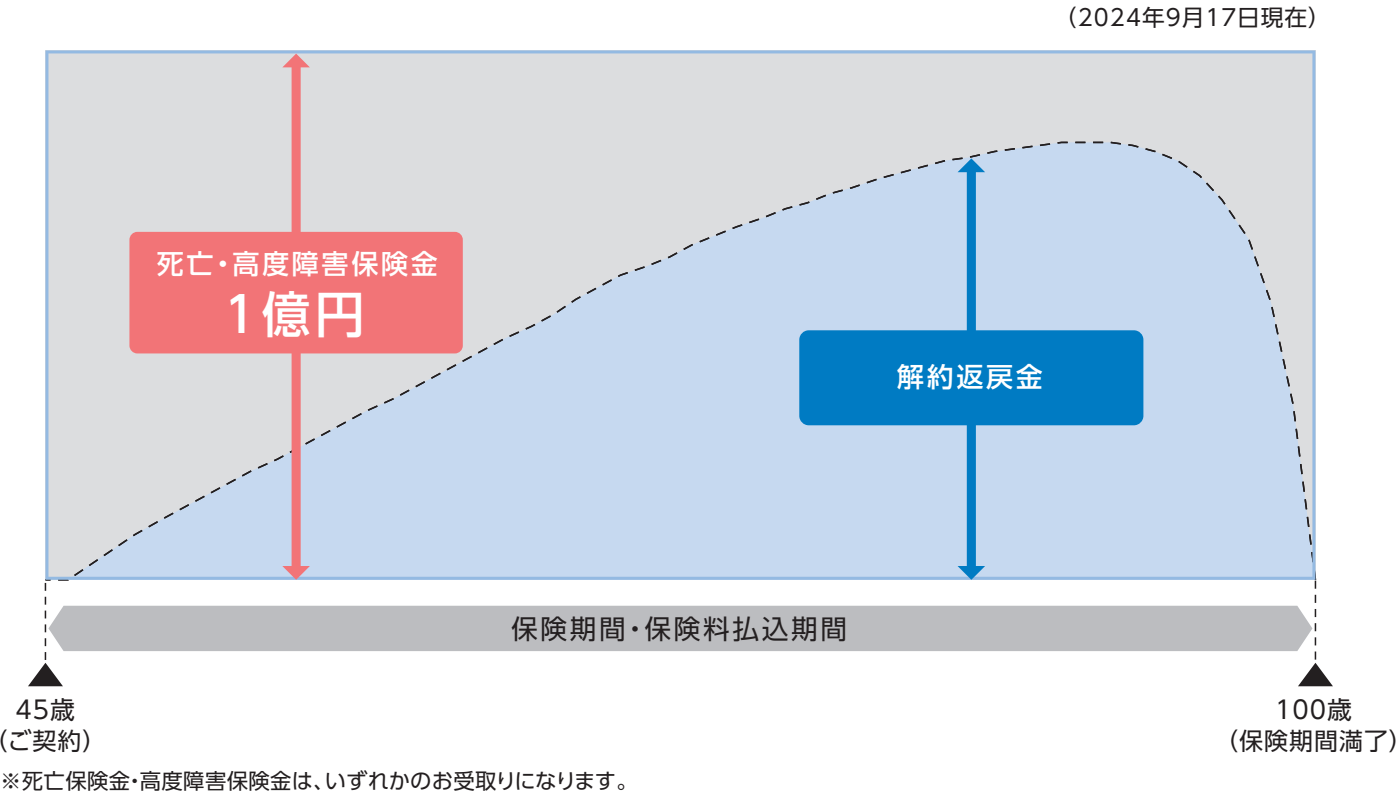
更新後の保険料は、更新日における保険料率および被保険者の年齢によって計算されます。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

解約された場合、経過年数に応じた解約返戻金を受取ることができます

解約返戻金は、緊急の運転資金や経営者が退職される際の退職慰労金の財源としてご活用いただくことができます。

ご契約例② 保険期間を100歳満期とした場合

- 契約者・保険金受取人：法人 ● 契約年齢(被保険者)：45歳(男性) ● 保険金額：1億円
- 保険期間・保険料払込期間：100歳満了 ● 保険料(年払・口座振替扱)：2,640,100円



払込保険料累計・解約返戻金推移表 ※上記のご契約例②の場合

経過年数	年齢	A.払込保険料累計 円	B.解約返戻金 円	解約返戻率 約(B÷A) %
1年	46歳	2,640,100	180,000	6.8
2年	47歳	5,280,200	2,930,000	55.4
3年	48歳	7,920,300	5,690,000	71.8
4年	49歳	10,560,400	8,460,000	80.1
5年	50歳	13,200,500	11,240,000	85.1
10年	55歳	26,401,000	22,670,000	85.8
15年	60歳	39,601,500	34,280,000	86.5
20年	65歳	52,802,000	45,920,000	86.9
25年	70歳	66,002,500	57,630,000	87.3
30年	75歳	79,203,000	66,780,000	84.3
35年	80歳	92,403,500	74,610,000	80.7
40年	85歳	105,604,000	80,340,000	76.0
45年	90歳	118,804,500	82,890,000	69.7
50年	95歳	132,005,000	76,470,000	57.9
55年	100歳	145,205,500	0	0.0

※払込保険料累計・解約返戻金は2024年9月17日現在の保険料率等に基づいて算出しています。
※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を、年齢は契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。
※払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。
※実際の解約返戻金額等は、払込方法〈回数〉、経過年月数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

ご契約後の取扱いについて

経営サイクルや環境の変化に合わせ、資金調達やお支払方法の変更ができます

急に資金が必要となったとき

契約者貸付

- 解約返戻金の一定割合を限度として契約者貸付をご活用いただけます。
- 保障を続けたまま急な資金需要にも対応できます。

急な資金需要に対応

契約者貸付

保険料払込

死亡・高度障害保険金

保険料のご負担を軽くして、ご契約を続けたいとき

保険金額の減額

- ジブラルタ生命の定める範囲内で保険金額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。

※減額後の保険金額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

減額

保険料払込

死亡・高度障害保険金

個人契約として保障を引継ぎたいとき

名義変更

- 契約者を法人から個人に、受取人を法人からご家族に変えることにより、個人契約として保障を引継ぐことができます。
- 被保険者の退職時にあわせて、万一の保障を個人に引継げます。

名義変更

保険料払込

死亡・高度障害保険金

一時的に保険料の都合がつかないとき

自動振替貸付

- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約にジブラルタ生命所定の金額以上の解約返戻金があるときは、ジブラルタ生命が自動的に保険料をお立替えします。
- お立替えできる金額は、解約返戻金の範囲内です。

保険料のお立替え

保険料払込

死亡・高度障害保険金

保険料のお払込みをやめて、ご契約を続けたいとき

払済保険への変更

- 保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険期間をそのままにした保険料払込済の定期保険に変更することができます。
- 払済保険変更後の保険金額は、払済保険に変更する前より一般的に小さくなります。

※払済後の保険金額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

払込中止

保険料払込

死亡・高度障害保険金

保険料の払込方法を変更したいとき

保険料の払込方法〈回数〉変更

- 払込方法〈月払・半年払・年払〉を変更できます。

払込方法の変更

保険料払込

死亡・高度障害保険金

※上図はお取扱いをご説明するためのイメージ図です。
※各種お取扱いは、ジブラルタ生命所定の範囲内での取扱いとなります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※契約内容の変更等を行った際に課税処理が発生することがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

契約年齢に応じた保険期間・保険料払込期間

保険期間・保険料払込期間は、年数または年齢で設定いただけます

契約年齢範囲 (被保険者)	保険期間・保険料払込期間																
	5年	10年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年		
15～49歳	●	●	●					●					●				
50歳・51歳	●	●	●					●					●		●		
52歳・53歳	●	●	●					●					●	●			
54歳・55歳	●	●	●					●					●				
56歳・57歳	●	●	●					●				●	●				
58歳・59歳	●	●	●					●			●		●				
60歳・61歳	●	●	●					●		●			●				
62歳・63歳	●	●	●					●	●				●				
64歳・65歳	●	●	●					●					●				
66歳・67歳	●	●	●				●	●									
68歳・69歳	●	●	●			●		●									
70歳	●	●	●		●			●									
71歳	●	●	●		●												
72歳・73歳	●	●	●	●													
74歳・75歳	●	●	●														

契約年齢範囲 (被保険者)	保険期間・保険料払込期間													
	28 年	29 年	30 年	31 年	32 年	33 年	34 年	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳	75 歳	80～98歳 (1歳刻み)	100 歳
15～35歳			●					●	●	●	●	●	●	●
36歳・37歳			●				●	●	●	●	●	●	●	●
38歳・39歳			●			●		●	●	●	●	●	●	●
40歳・41歳			●		●			●	●	●	●	●	●	●
42歳・43歳			●	●				●	●	●	●	●	●	●
44歳・45歳			●					●	●	●	●	●	●	●
46歳・47歳		●	●					●	●	●	●	●	●	●
48歳・49歳	●		●					●	●	●	●	●	●	●
50歳			●					●	●	●	●	●	●	●
51～55歳			●						●	●	●	●	●	●
56～60歳			●							●	●	●	●	●
61～65歳											●	●	●	●
66～75歳													●	●

※上記は、法人・個人事業主契約の場合に選択いただける保険期間・保険料払込期間です。
※保険料払込期間中であれば、ジブラルタ生命所定の範囲内で保険期間の変更ができます。
その際、ご契約時から変更後の保険期間で契約したものととして保険料を再計算しますので、保険料は変更になります。

必要な備えについて

保険期間の選び方

商品の特徴

商品のしくみ

取扱いについて

保険期間・
保険料払込期間

経理処理について

経理処理について

定期保険の経理処理(概要)

■契約形態

契約者	被保険者	保険金受取人
法人	役員・従業員	法人

■保険料支払時

法人が負担する保険料は、最高解約返戻率^(※1)に応じて、一定の要件のもとで損金算入することができます。

(法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2)

(※1)保険期間中の解約返戻率(解約返戻金÷払込保険料累計額)のうち、最も高くなる解約返戻率。

<留意点>

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません。**

※契約形態、保険金の種類によって経理処理は異なります。

▶ 詳しくは別紙「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご覧ください。

最高 解約返戻率	①資産計上期間		②①終了から③開始 までの期間		③取崩期間	
	保険料の経理処理		保険料の経理処理		保険料の経理処理	
50%以下	期間の経過に応じて損金算入					
50%超 70%以下	保 険 期 間 の 前半4割相当	当期分支払保険料のうち4割を資産計上し、6割を損金算入	当期分支払保険料を損金算入	保険期間の4分の3経過後から保険期間終了日まで		・当期分支払保険料を損金算入 ・資産計上した前払保険料累計額を残りの保険期間の経過に応じて均等に取崩して損金算入
70%超 85%以下		当期分支払保険料のうち6割を資産計上し、4割を損金算入				
85%超	最高解約返戻率となる期間が終了するまで ^(※2) ^(※3)	〈当初10年間〉 当期分支払保険料のうち「当期分支払保険料×最高解約返戻率×90%」を資産計上し、残額を損金算入 〈11年目以降〉 当期分支払保険料のうち「当期分支払保険料×最高解約返戻率×70%」を資産計上し、残額を損金算入				

(※2) 最高解約返戻率となる期間経過後において、「(当年度の解約返戻金－前年度の解約返戻金)÷年換算保険料相当額」が7割を超える期間がある場合はその期間まで。

(※3) 資産計上期間が5年未満となる場合は5年間。(保険期間が10年未満の場合は保険期間×1/2)

※最高解約返戻率が「50%超70%以下」で年換算保険料相当額(一被保険者あたり2以上の契約がある場合は合計額)が30万円以下の場合、期間の経過に応じて損金算入となります。

■保険金・解約返戻金受取時

資産計上額がある場合は取崩し、受取額との差額を「雑収入」として益金(または「雑損失」として損金)に算入します。

経理処理例

ご契約例

●契約者・保険金受取人：法人 ●契約年齢(被保険者)：45歳(男性) ●保険金額：1億円
●保険期間・保険料払込期間：100歳満了 ●保険料(年払・口座振替扱)：200万円
●最高解約返戻率：100% ●資産計上期間：1～37年目 ●取崩期間：47～55年目

【保険料支払時】

①資産計上期間(1～10年目)

「当期分支払保険料×最高解約返戻率×90%」を「前払保険料」として資産に計上し、残額を「保険料」として損金に算入します。

借方		貸方	
保険料	200,000円	現預金	2,000,000円
前払保険料	1,800,000円		

※1～10年目の前払保険料の合計額(A) 18,000,000円

②資産計上期間(11～37年目)

「当期分支払保険料×最高解約返戻率×70%」を「前払保険料」として資産に計上し、残額を「保険料」として損金に算入します。

借方		貸方	
保険料	600,000円	現預金	2,000,000円
前払保険料	1,400,000円		

※11～37年目の前払保険料の合計額(B) 37,800,000円

③②終了から④開始までの期間 (38～46年目)

当期分支払保険料を「保険料」として損金に算入します。

借方		貸方	
保険料	2,000,000円	現預金	2,000,000円

④取崩期間(47～55年目)

当期分支払保険料を「保険料」として損金に算入するとともに、資産に計上した前払保険料累計額を残りの保険期間の経過に応じて均等に取崩し、「保険料」として損金に算入します。

借方		貸方	
保険料	8,200,000円	現預金	2,000,000円
		前払保険料	6,200,000円

※前払保険料…上記(A)＋(B)の金額55,800,000円÷取崩期間9年
取崩期間の始まりが事業年度の途中の場合の取崩しは月数按分します。

【保険金受取時】

「前払保険料」として資産に計上した額を全額取崩し、受取った保険金との差額を「雑収入」として益金に算入します。

【例】契約から10年目に死亡保険金1億円を受取った場合

借方		貸方	
現預金	100,000,000円	前払保険料	18,000,000円
		雑収入	82,000,000円

※契約から10年目の前払保険料の合計額は上記(A)の金額 18,000,000円

【解約返戻金受取時】

「前払保険料」として資産に計上した額を全額取崩し、受取った解約返戻金との差額を「雑収入」として益金(または「雑損失」として損金)に算入します。

【例】契約から10年目に解約返戻金1,700万円を受取った場合

借方		貸方	
現預金	17,000,000円	前払保険料	18,000,000円
雑損失	1,000,000円		

※契約から10年目の前払保険料の合計額は上記(A)の金額 18,000,000円

※この資料に記載されている税務取扱いは、2024年8月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来的に変更されることがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。
※個別の契約における、最高解約返戻率等の経理処理に必要な情報は、「保険設計書」等でご確認ください。



2024.9 改訂

◀ジブラルタ生命用

2024年9月17日現在

■保険料例(年払・口座振替扱)

●契約者：法人 ●保険金額：1億円

保険期間・ 保険料払込期間	男 性		契約年齢(被保険者)						単位：円
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	
10年	195,000	238,000	308,800	423,800	580,500	824,300	1,194,700	1,791,400	
15年	217,100	274,000	368,000	496,900	698,900	998,500	1,482,600	2,363,800	
70歳	499,200	558,400	635,100	729,100	848,700	998,500	1,194,700	1,438,500	
80歳	809,200	907,900	1,032,100	1,185,400	1,376,900	1,620,800	1,941,200	2,363,800	
90歳	1,363,000	1,534,800	1,745,000	2,005,000	2,333,600	2,755,100	3,312,300	4,068,100	
100歳	1,873,900	2,065,400	2,299,900	2,640,100	3,068,500	3,618,800	4,285,300	5,197,800	

保険期間・ 保険料払込期間	女 性		契約年齢(被保険者)						単位：円
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	
10年	168,300	200,900	248,500	321,600	394,700	486,500	622,300	895,100	
15年	183,400	225,200	284,400	351,800	436,500	549,200	762,800	1,185,400	
70歳	323,900	355,300	392,400	438,900	492,300	549,200	622,300	712,900	
80歳	479,500	530,600	590,900	665,300	752,300	858,000	996,100	1,185,400	
90歳	902,100	1,006,600	1,127,300	1,277,100	1,458,200	1,685,800	1,980,700	2,383,500	
100歳	1,602,200	1,749,600	1,923,800	2,178,000	2,486,900	2,873,500	3,326,300	3,934,600	

※年満期のご契約について、更新後の保険料は、更新日における保険料率および被保険者の年齢によって計算されます。

■お取扱いについて

■保険料払込方法<回数>

月払、半年払、年払

■付加できる主な特約

- ・リビング・ニーズ特約
- ・指定代理請求特約
- ・疾病障害による保険料払込免除特約
- ・保険金等の支払方法の選択に関する特約(*)

(*)ご契約時に付加することはできません。

■高額割引制度について

ご契約の保険金額が1,500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

■その他

- ・当パンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。
- ・この保険には満期保険金はありません。
- ・この保険は延長定期保険への変更のお取扱いはありません。

※ご契約内容について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※お申込み経路によっては、お取扱内容が異なることがあります。

※当パンフレットに記載している税務取扱いは、2024年8月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来変更されることがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

※生命保険の目的は将来起こりうるリスクにそなえることであり、保険金や保険料等の税法上の優遇措置はそれに付随するものです。

生命保険募集人
について

この保険のご契約にあたっては、必ず保険販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。
生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

一般のお客さま 0120-37-2269

募集代理店を通じて 0120-78-2269

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>通話料
無 料

<お問合せ先(担当者)>

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

Gi-A-2024-027(YK:2027.9.30)